

**2014年度
名古屋市予算編成
にあたっての要望**

2013年9月26日

日本共産党名古屋市会議員団

名古屋市長
河村たかし様

2013年9月26日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

2014年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

日本共産党名古屋市議団は昨年の予算要望で、福祉と防災の街づくり、内需拡大による経済成長、市民が主人公の市政改革をすすめる、などの視点から80項目の予算要望を提出し、2月議会では予算組み替え動議も提案しました。

この一年間に、平和首長会議への加盟、中小企業振興基本条例の制定、小中学校普通教室へのクーラー設置など、要望項目の中で実現したものがいくつか生まれました。また保育料は市民と議会の力で値上げを断念していただきました。市長には引き続き、切実な市民要求を実現するためにいっそうの努力を要請するものです。

国政ではいま、国会議席の多数を背景にした安倍政権の暴走が市民生活を脅かしています。アベノミクスともてはやされても、働く人の所得は増えていません。そのうえに消費税増税と社会保障の改悪が襲いかかろうとしています。TPP交渉参加、原発再稼働、憲法を踏みにじる数々の動きなども決して容認することはできません。

いま何よりも市政に求められているのは、このような安倍政権の暴走から市民の暮らしを守る防波堤となることです。

そのためにも大企業の国際競争力強化のための「中京都構想」やリニア頼みの名駅周辺再開発、名古屋城天守閣の木造復元など新たな税金の浪費につながる大型事業をきっぱり断念し、福祉・保育・教育・医療・介護の充実、若者の雇用と中小企業の支援に市政の軸足を移すことが必要です。市民の所得を増やして地域経済の活性化をはかることが、暮らしを守り市の財政も好転させます。

原発事故は収束するどころか放射能汚染水のコントロールすらできない状況です。地震や津波、集中豪雨などの災害への備えも待ったなしです。市民の生命を守るためにも原発依存から抜け出すとともに、福祉と防災のまちづくりにこそ力を注ぐ時です。憲法改悪を許さず、市政の隅々まで日本国憲法を活かす努力も欠かせません。

日本共産党名古屋市議団は2014年度予算編成にあたり、以下120項目の要望をまとめました。しっかり検討していただき、実現に向けてご尽力いただくことをお願いいたします。

(1) 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. 来年4月からの消費税増税を中止するよう国に働きかける
2. 原発の再稼働を断念し、脱原発へエネルギー政策を転換するよう国に働きかける。あわせて、とくに浜岡原子力発電所の永久停止と大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を中部電力及び関西電力に申し入れ、国にも独自に働きかける。
3. 年金の削減、要支援者の介護保険サービスからの締め出し、70歳から74歳までの医療費負担の引き上げ、国民健康保険の保険料値上げを招く都道府県移管など、一連の社会保障改革プログラムの中止を国に働きかける。生活保護の扶助費削減は中止し、元の水準に戻すよう国に働きかける
4. 高校授業料の有料化を行わないよう国に働きかける
5. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPPには参加しないよう国に働きかける。

(2) 公的福祉を解体せず、医療・介護・保育・教育を充実し市民生活を守る
(敬老パス・高齢者の生きがい施策)

6. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。交付率を向上させる施策の具体化をはかる。上飯田連絡線をはじめ名鉄、JR、近鉄など利用できる公共交通機関を拡大する。
7. 休養温泉ホーム松ヶ島など、高齢者の生きがい施策を堅持するとともに、その運営に高齢者・利用者も参加し市民の力で支えあうよう改善する。御岳休暇村も後期高齢者医療の協定保養所として位置づけるよう広域連合に求める。

(国民健康保険)

8. 国民健康保険料を一人当たり年間一万円引き下げる。
9. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減など、市として減免対象に該当するか判断できるものについては、申請方式を改めて自動適応とし、対象者全員の減免分を予算計上する。
10. 資格証明書と短期保険証の発行や機械的な差押えなど、滞納世帯への制裁措置はただちにやめる。
11. 一部負担金減免制度を拡充する。

(介護保険)

12. 介護保険料を一般会計からの繰り入れも行い引き下げる。保険料・利用料の減免制度を設ける。要介護認定を受けた市民が障害者控除の認定申請をしやすいように必要書類を送付する。
13. 次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2015年からの3か年計画）の策定にあたり当事者・家族及び事業所・介護従事者の意見を反映する機会を抜本的に増やす。
14. 待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善の独自施策を講じる。

（医療）

15. 70歳～74歳までの医療費負担について、国による負担増が強行されるならば、市独自の高齢者医療費助成制度を設ける。
16. 福祉医療制度を堅持する。愛知県に福祉医療制度の堅持を強く働きかける。
17. 新たな地域保健医療計画が策定されているが、産科・小児科の医師や看護師など医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
18. 東西二つの市立病院は、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させ地域の医療を支える。病院運営に地域住民が多様な形で参加する仕組みを設ける。必要な医療スタッフの確保と定着につとめる。
19. 廃止された守山市民病院をひきついだ医療機関には、市立病院を受け継いだ責任感を持って地域住民の要望を受けとめて地域医療に取り組むように、市として継続的な対応をする。
20. 指定管理者制度が導入された緑市民病院では、救急医療や災害時の医療活動拠点としての必要な医療水準の維持向上に取り組む。地域からの要望が強い産科を復活させる。
21. 無料低額診療を行う市内の医療機関を増やす。

（障害者福祉）

22. クオリティライフ城北21につくる名古屋市重症心身障害児者施設については、市の責任で医師をはじめとした専門スタッフを確保する。
23. 在宅や市外施設入所者もふくめ重度の障害児者などの入所希望状況を把握し、必要な入所施設の確保を計画的にすすめる。
24. 障害者の移動支援は本人・家族が必要とする時間を支給する。
25. 介護保険が適用となる65歳からの障害者について機械的な介護保険優先でなく、介護保険と障害者福祉のサービスを選択できるように

あらためる。

26. 障害を理由にした差別を許さない立場で就労支援をすすめる。民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所もふくめた実態調査を行う。雇用確保を中心に特別支援学校卒業生の多様な進路を保障する。
27. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する制度をつくる。
28. 相談支援専門員の体制を充実させるとともに、精神障害者を対象とする障害者地域生活支援センターは区ごとの設置にあらためる。

(生活保護・貧困対策)

29. 生活保護の改善をすすめるためにケースワーカー及び査察指導員を一人当たり担当世帯数が国基準となるよう増員する。実質的に日常的な仕事がない警察官退職者の配置は見直す。
30. 法外援助を拡充する。とりわけ国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自支援を強化する。
31. 就労支援については、強迫的でなく寄り添い型で、ていねいに行う。心身の不調をかかえる要保護者にはとくに留意する。
32. 「貧困ビジネス」といわれる生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業等について、実態調査を行い必要な改善をはかる。
33. 孤立死対策として各局及びライフライン業者等との連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金等の未納者に対しては給水停止の前に相談にのるなど必要な対応を徹底する。

(税務)

34. 税務事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な税金取り立てをやめ、税務課及び納税課の機能を区役所に戻し、税金や保険料など暮らしに関する相談を総合的に行う体制をつくる。
35. 納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定する。

(保育)

36. 待機児童の解消めざして、入所保留児童を含む全ての入所希望児童を受け入れる十分な保育所整備目標を設定する。3歳までとりあえず預かるのではなく、子どもの成長と発達を就学時まで見通せる保育を保障する。そのために公立保育園をふくめ認可保育園の増設に集中的に取り組む。
37. 保育料は値上げしない。公立保育園の民営化は行わない。営利企業の保育園経営への参入を認めない。
38. 施設と人員配置の最低基準を市独自に引き上げる。休日保育、延長

保育、病児病後児デイケアなど保護者の就労実態に即した保育サービスを拡充する。

(学童保育)

39. 学童保育所への運営費助成を拡充する。立ち退きを迫られている学童保育所に対しては市の責任で公有地の提供を含めて事業が継続できるようにする。学童保育所の改修工事への助成制度をつくる。
40. トワイライトルームは住民合意がないまま拡大しない。

(療育)

41. 障害児の放課後等ディサービスについて実態を把握し、職員の研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。
42. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など新たな計画づくりに着手する。

(児童福祉・若者支援)

43. 子どもの権利条約となごやこども条例をふまえて、「いじめ」や「児童虐待」の解決にあたる。子ども青少年局と教育委員会が協力して相談と支援の体制をつくる。
44. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し市内4カ所体制を早期に確立する。
45. 児童相談所の児童福祉司を人口3万人に1人に増やす。児童心理司を増員する
46. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア（名古屋青少年交流プラザ）や子ども・若者総合相談センターの活動をより豊かに展開し、就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。非正規雇用など不安定な状況で働く若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に働きかける。
47. 市独自で、市内中小企業等へ就職した若者への奨学金返還支援制度を創設する。

(教育)

48. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
49. 小学校の小規模校統廃合は保護者や地元の同意がないまますすめない。大規模校による、教室不足などによる弊害を解消するため、学校を新設する。

50. 学校給食を無料にする。
51. 就学援助の所得基準を保護基準の 1.3 倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準にもとづき該当校に配置する。
52. 市独自で給付型奨学金制度を高校生対象に創設する。
53. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。
54. 特別支援学級は小学校区に対象児童 1 人から設置する。発達障害対応支援員の全校配置と発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。
55. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。教育力向上のため処遇を改善する。
56. スクールソーシャルワーカーを定時制をふくむ市立の小・中・高校に配置する。
57. 定時制高校の定員を増やす。
58. 名古屋市立大学への交付金は削減せず、研究と教育の予算と人員を確保する。
59. 図書館への指定管理者制度の導入を拡大しない。
60. 女性会館、生涯学習センターは直営で存続させる。

**(3) 雇用拡大と中小企業の活性化で名古屋経済の内需拡大型成長をめざす
(仕事起こし・中小企業支援)**

61. 市内中小企業 500 社を対象とする訪問調査が始まったが、中小企業振興基本条例の第 13 条「小規模企業者への配慮」にもとづく施策を講ずるために小規模事業者への訪問調査についても意識的に行う。
62. 同条例を踏まえて「産業振興ビジョン」は地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン(仮称)」に見直す。
63. 仕事不足に悩む建築関連業者の仕事起こしとして、住宅リフォーム助成制度をつくり、市内の居住環境の改善をすすめる。
64. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度をつくる。
65. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など市独自の金融支援施策をつくる。下請業者の相談をきちんと受けとめる。
66. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
67. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど地元業者の受注機会を増やす。
68. 公契約条例を制定し、公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以

上とする。

(雇用)

69. 雇用対策を強化する。2015年までに4万人の新規雇用(産業振興ビジョン)との目標に見合う年次計画を立てる。市長が率先して市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援すると共に、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。
70. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。
71. 市職員定数の削減をやめ、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなど市職員の正規採用を増やす。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を改善する。

(買い物・文化)

72. 近隣の商店・スーパーの撤退などにより高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」において、民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、お買いものタクシー等買い物機会の提供につながる取り組みを支援する。
73. 市民芸術祭の予算を復活させる。芸術文化関係予算と支援体制を計画的に拡充し、市民の自主的な芸術文化活動を促進する。演劇や音楽などの練習と公演のための舞台空間を増やす。

(4) 脱原発宣言を行い、防災と環境を重視したまちづくりをすすめる

(脱原発・自然エネルギー)

74. 「原子力発電からの撤退をめざし、自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言」を行う。
75. 「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの普及のためにあらゆる手立てを尽くす。太陽光発電については「屋根貸し」の対象施設を拡大するとともに、「市民発電所」づくりを支援する。
76. 放射線量測定体制を強化する。空間放射線量を常時測定するモニタリングポストを環境科学調査センターに設ける。大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備えるとともに、衛生研究所の機能と体制を強化する。

(防災)

77. 地域防災計画に原発事故による放射能汚染対策及び避難誘導計画を加える。

78. 高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援 護者リストに支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者なども加える。在宅要援護者の避難を確認する体制をつくる。
79. 実践的な防災訓練、避難訓練を各地域で行う。ハザードマップを活用するとともに地域の防災マップづくりにも取り組む。NPOなどとも連携しながら地域の防災リーダーを育てる。
80. 福祉避難所の設置を拡大するとともに、避難所のバリアフリー化をすすめる。
81. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえて避難所や防災拠点の配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。
82. 津波避難ビルの指定拡大を進める。避難対象者に対する津波避難ビルの充足状況を市として把握し指定を促進する。津波避難ビルに対する固定資産税減免制度の早期活用をはかる。津波による浸水予想地域での新たな高層建築物には津波避難ビルとしての機能を義務づける。コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替える。袋井市の「命山」のような高台＝丘をゼロメートル地帯に設ける。臨港地区などでの津波避難誘導計画を策定する。
83. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など必要な補強改修を急ぐ。
84. 液状化対策に取り組む特別の体制を組み、地域の同意を得て、具体的な対策を試行していく
85. 丘陵部の宅地の危険性の検証結果をふまえ、必要な対策を具体化する。
86. 民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充する。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をNPOなどの市民団体へ拡大する。
87. 地下街の浸水対策や長周期地震による超高層ビルの振動対策をすすめる。
88. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。災害時のライフラインの確実な確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。
89. 集中豪雨による道路冠水、住宅等への浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行う。緊急時に住民へ土のう等を提供できる体制を整える。建物等からの雨水流出防止対

策の強化とともに道路清掃の充実など側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。

(環境・公害)

90. 「低炭素都市 2050 なごや戦略」で掲げた CO₂ を 2020 年までに 25% 削減 (90 年比) する中期目標の達成を明示した「地球温暖化対策条例 (仮称)」を策定する。
91. 小型家電の分別収集については市民への周知を徹底し、適切な処理が行われるようにする。
92. 環境悪化を招き、住民合意もない都市計画道路「高田町線」「山手植田線」「八事天白溪線」などの建設計画を廃止する。
93. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
94. 大気汚染の常時監視測定局を増設するとともに、すべての測定局で微小粒子状物質 (p m2.5 等) の測定ができるようにする。
95. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30% 目標を早期に達成する。
96. 環境アセスメントの対象となる事業の種類を拡大し、規模要件を引き下げる。
97. 全線開通する名古屋都市高速道路については騒音・振動・大気汚染などで環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則を厳格に貫く。建設工事が始まる名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、沿線住民へのていねいな情報提供と必要な公害防止対策を行うことを関係機関に働きかける。

(市営住宅)

98. 市営住宅の駐車場使用料の値上げはやめる。減免対象を福祉向け住宅入居者に拡大する。
99. 高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やす。

(交通)

100. 市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。
101. 市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営を堅持する。嘱託職員ではなく正規雇用の職員を計画的に増員する。
102. 自動車利用と公共交通の割合を「7 : 3」から「6 : 4」に引き上げる目標を引き続き堅持 (現在 64 : 36) し、公共交通の充実を図る。
103. 自転車駐車場有料化を見直し、自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、環境にやさしい乗り物として自転車を位置づける。

104. 地下鉄各駅にホームドアを計画的に設置する。
105. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が10万人を超える主要駅について、名鉄やJR、近鉄に対してホームドアの設置を強く働きかける。

(5) 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する

106. 名古屋城天守閣の木造復元、あおなみ線でのSL定期走行、中部空港二本目滑走路、笹島の巨大地下通路、金城ふ頭の巨大立体駐車場、名古屋港の国際バルク戦略港湾にもとづく新たな埋め立てと大水深岸壁建設など、不要不急の大型事業は行わない。
107. 国民的な要望も必要性もないリニア新幹線の建設計画の撤回を求めるとともに、リニア開業を口実にした名古屋駅周辺の大型開発推進を見直す。
108. 金城ふ頭開発に伴う財政負担の増大が懸念される。民間大企業が主導する開発に起因する基盤整備については開発企業の負担を原則とする。国際展示場の建て替えについては過大・過剰な計画とならないよう留意する。
109. 「中京都」構想は、道州制導入を視野に県も市も廃止し、大企業のためのインフラ整備に集中投資することが狙いであり、きっぱり断念する。「尾張名古屋共和国」構想については、周辺自治体との適切な連携は必要だが、愛知県から名古屋市を独立させる「特別自治市」をめざすものであってはならない。
110. 大企業・高額所得者優遇の市民税5%減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体を進める「行革」のテコにされている。5%減税は速やかに中止し、福祉・くらし充実のために財源を確保する。
111. 「事業仕分け」手法による行政評価（外部評価）は、市民サービスの低下にお墨付きを与えるだけのものであり、すぐやめる。
112. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
113. 次期総合計画案の策定には、有識者による検討だけでなく、分野ごとのタウンミーティングの開催や多数の公募市民による議論の場を設けるなど、市民の多様な意見を反映させる。
114. 地域委員会は、市の行政責任を住民に転嫁する福祉の「民間化」の受け皿にしてはならない。7地域でのモデル実施の取り組みを検証しつつ、住民自治の発展方向を探求する。
115. 議員等からの不当な要望・働きかけを防ぐために、全ての要望・働

きかけを記録し公開することを原則とする「職員の公正な職務の執行を確保するための条例（仮称）」を制定する。

116. 議会基本条例を尊重し、議会報告会など必要な予算措置を講じるとともに、任期中一回の慣例的な議員の海外視察は予算化しない。
117. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
118. 男女平等参画推進条例にもとづく施策を各分野で推進するとともに、市の各種委員会・審議会などでの女性比率を現在の 36.5%から速やかに 50%まで引き上げる。
119. 河村市長は南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流を進める。
120. 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。非核名古屋都市宣言を行う。名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の名古屋港入港は認めない。名古屋空港の基地機能強化に反対し、市街地での行軍訓練中止を自衛隊に申し入れる。